

◎議 事 日 程（第5号）

平成21年9月28日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 意見書案第4号 国の平成21年度補正予算の速やかな執行を求める意見書について
- 日程第4 議案第56号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第60号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第61号 愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第64号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第65号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第66号 平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第67号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第68号 平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第69号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第70号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 認定第1号 平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成20年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第21 認定第5号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第8号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第9号 平成20年度愛西市水道事業決算の認定について
- 日程第26 請願第5号 総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願について
- 日程第27 陳情第4号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について
- 日程第28 陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第29 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
-

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29までの各事件

- 追加日程第1 議案第71号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 追加日程第2 意見書案第5号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について
- 追加日程第3 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第4 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第5 委員会付託の省略について
- 追加日程第6 議案第71号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 追加日程第7 意見書案第5号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について
- 追加日程第8 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第9 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
-

◎出席議員（29名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 大島一郎君 | 2番 | 前田芙美子君 |
| 3番 | 鷺野聡明君 | 5番 | 日永貴章君 |
| 6番 | 吉川三津子君 | 7番 | 榎本雅夫君 |

8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠席議員（なし）

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	伊藤忠俊君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	水野仁司君	監査委員	河原操君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

開会前に上下水道部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議長さんのお許しをいただきましたので、一言おわびを申し上げます。

この9月議会に議案第59号としまして上程しました愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、資料としてつけました新旧対照表の中で一部現在の条例と違う記載がしてある旨を経済建設委員会で御指摘いただきました。チェック体制の甘さから経済建設委員会並びに議会に御迷惑をおかけしましたこと、大変申しわけなく思っております。おわびを申し上げます。

つきましては、恐れ入りますが、本日、お席の方に修正後の資料を置かせていただいておりますので、差しかえをお願いいたしたいと存じます。

なお、経済建設委員会では、修正後の資料で御審査をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

本日は、大変御苦労さまでございます。御案内の定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、開会前に追加議案として意見書案第4号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、本日、御審議願うことに決定をいたしましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1に入ります前に、8日の本会議において一般会計補正予算の質疑での発言を、真野議員より訂正したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。

○11番（真野和久君）

ありがとうございます。

今議会の一般会計補正予算の質疑中で、私の発言の中で「シルバー人材センターに登録される方だけでは片手落ちだと思いますので」という発言をいたしました。が、「片手落ち」という表現が不適切な部分がありましたので、「シルバー人材センターに登録される方だけでは不十分だと思いますので」と訂正をお願いしたいと思います。

若干お時間をいただきまして、訂正の経緯について説明をさせていただきます。

本会議の後、議会傍聴者より「片手落ち」という言葉は差別用語ではないかという指摘を永井議員が受けました。それを受けて議会事務局に調べていただいたところ、私の発言として確認ができました。片手落ちの「手」とは身体の手ではなく、「手落ち」や「手だて」と同様に、方法、手段という意味であり、片手落ちは、片手のない身体状況を示す言葉ではありません。しかし、この言葉が不快感を与える言葉として問題となっていることも事実であります。NHKでは放送禁止用語に加えられ、共同通信社の記者ハンドブックでは差別用語、不快用語には加えられていませんが、使用を避けたい言葉とされています。この言葉から身体状況を連想して不快を感じる方が見える以上、議会等で使用することは適切ではないと考え、発言の訂正を申し出ました。

以上、御理解の上、許可をよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

#### ○議長（加賀 博君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

#### ○総務委員長（小沢照子君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、9月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第56号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、愛西市の正職員で労働災害保険の適用を受ける者はいるのか。また、臨時職員の中でも労働災害保険の適用は受ける者がいるかどうかについての質問では、労働災害保険は、正職員については適用されていない。臨時職員の中でも、すべて労働災害保険の適用者というのではなく、現業の臨時職員で、調理員、用務員、保育士等が適用をしているという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第57号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、改正の概要はどのような中身があるのかの質問では、医療機関の受け入れ態勢や救急車の速やかな搬送など、そのルールが緊急搬送受け入れの協議会の設置の中で定められる。協議会は消防機関も医療機関も入り、県の主導で実施基準が策定されるという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、消防費の備品購入費の舟艇とか、潜水資器材、化学防護服などの現

在の使用歴、使用状況の質問に対し、消防用舟艇は5艇保有して、1艇は整備後17年経過、4艇は14年経過しており、劣化による更新として5艇のうち3艇の更新。また、潜水資器材は、17年経過したウェットスーツ、14年経過したドライスーツと、平成四、五年に整備した潜水器具一式で、経年劣化による4セット更新をお願いする。化学防護服は14年経過し、1着が使用不能となり、10年超えた防護服は機密性が保てなくなるので、保有している6着の更新との答弁でした。

また、AEDの講習用機器が16基購入されるがその管理はの質問では、AED講習用機器のトレーナーセットの貸し出しは行っておりません。また、署で一括保有し、講習の際、職員が持参して使用しています。10基の更新と新たに設置するAEDは従来と違う機種を配備するため、そのための講習用機器6セットの購入をお願いするとの答弁でした。

反対討論として、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用した予算であります。市民の声、意見をよく聞いて、本当に役立つものかどうか検証しながら進めていただくことがあるだろうと思います。また、債務負担行為の補正について、両事業の推進に反対しているので、今回の債務負担行為を設定すること自体に反対であり、一般会計補正予算には反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

請願第5号：総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願につきましては、反対討論として、本請願の趣旨に述べられている農業振興地域整備に関する法律の脱法があると決めつけて請願が提出されているが、違法性はなく、合理的に処理されている。また、平成21年5月18日に監査委員に対し行われた住民監査請求が出され、監査結果は原告の請求はいずれもその理由はないとして棄却されている事実がある。また、周辺道路の用地取得及び工事については、既に議会で予算が可決され、執行もされたものであり、何の問題もなく合法的であり、違法性はない。既に21年8月7日付で訴状も出ており、司法の手にゆだねられているので調査は必要ない。以上の点から、この百条委員会による調査を求める請願に反対という御意見がありました。

また、賛成討論として、問題になっている道路は斎場建設と一体的に利用されるもので、現在道路が未完成のままという状況も考えれば、先行してつくる意味は失っている。市の政策選択は住民に損害を与える間違っただけのものであった。なぜ間違っただけの判断をしたか、関係者の出頭を求めて証言を求め、記録の提出を求め、事実を解明することは意義がある。また、斎苑用地として道路用地を合わせて2万4,393.40平方メートルから道路用地を3,452.70平方メートルを除く斎苑用地は2万940.70平方メートル、そのうち農振除外の面積が1万9,921.38平方メートル、2ヘクタール以下だとして、農振計画全体の変更を行う必要がある大規模なものでないとして申請したが、違法性があるかどうかの調査を行うことにも意義がある。百条委員会を設置せよという本請願に賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

なお、付託案件審査終了後、国の平成21年度補正予算の速やかな執行を求める意見書を総務

委員会が提出することになりましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、9月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第58号：愛西市国民健康保険条例の一部改正につきましては、賛成討論として、出産一時金を38万円から42万円へ4万円引き上げる内容であり、実際の出産費用に近づける内容である。ただし、42万円は平成23年3月までの1年半の間だけで、その後どうなるのか明らかでない不透明なもので、市として住民が安心して産み育てられるよう、出産一時金の継続について国が責任を持つように求めることを要望して賛成という御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定については、施設運営の理念、基本方針についての質問では、地域の開かれた生活支援の拠点として、住民が元気で過ごすことができるように支援をしていく、いつも気持ちよく施設が利用できる、講座や講演会に気軽に参加できるような支援を行っていく内容という答弁でした。

また、福祉の里の事業内容で、今までの老人福祉センターと違う特徴的な事業はどのような事業を展開していくのかという質問に対しては、事業計画の中で健康教室という項目で、医療専門職による筋力アップ、介護相談事業で、福祉センター内にケアマネージャーを常駐させて、介護に関する相談を気軽に受ける内容との答弁でありました。

また、老人福祉センターとデイサービスセンターの職員配置についての質問では、老人福祉センターは、センター長、看護師各1名、事務職2名の体制、デイサービスセンターは、管理者1名、生活相談員3名、看護師3名、介護職員10名の体制との答弁でした。

反対討論として、老人福祉センターは、高齢者の心身の健康の増進を図るための施設で、住民の平等な利用を保障するという公の施設の本来の趣旨から考え、指定管理すべきではない。また、デイサービスセンターは唯一の市直営のデイサービスセンターで、公共サービスは所得や費用負担能力の格差によらず、平等に保障され、公務員は、全体の奉仕者として社会弱者を社会権保障が実現するよう努める責任がある。しかし、指定管理して民間のノウハウを大いに生かすといっても、民間は民間で利益の追求をすれば、職員を低賃金で雇用しなければ経営はできない。民間の福祉施設で働く労働者は、低賃金でワーキングプアを一番生みやすい職場で、

どんな労働条件で働かされるかきちんと市が把握していけるかが一番の指定管理の問題であり、指定管理をした事業者の事業内容も何もわからない状態であり、反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定については、佐織の福祉センターに指定されているが、社会福祉協議会が八開の方に移っており、ボランティア支援本部設置場所をどのように考えているかの質問では、今までどおり利用面等を考慮し、継続的な佐織福祉センターの利用ができるようお願いしたいという答弁でした。

反対討論として、福祉事業は自治体の重要な仕事であり、直営で行うべきである。民間活力といっても、1団体のみ申請では競争による効果は弱まり、その努力は不十分。経費節減を図るといっても、指定管理するのは民間の営利事業者であり、行政として経費節減になっても、そこで働く人たちの賃金や住民サービスに反映してくる。行政が住民の福祉に直接責任を負うためには、直営を基本にサービスを考えるべきであるので反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、総合斎苑建設事業の22億271万円の資金調達の内訳はの質問に対しまして、合併特例債で20億5,000万円ほど予定をしている。あと1億5,000万ほどは一般財源、債務負担行為は建設工事の関係であり、年間維持費は算出していないという答弁でした。

また、学校給食センター整備・運営事業42億4,282万円の資金調達の内訳、維持管理はどのようになるのかの質問に対し、合併特例債と安全・安心な学校づくり交付金をもって個々のお金をいただく。これは施設をつくるだけで、運営費は一般財源で補充。建設費は安全・安心な学校づくり交付金として7,000万円ほど、合併特例債として10億5,000万ほど見込んでいる。それ以外は一般財源で補充という答弁でした。

また、安全・安心な学校づくり交付金は何に使われるかの質問に対し、地上デジタルテレビの配線工事に充当させるもの、補助率は2分の1との答弁でありました。

また、住宅用太陽光システム設備事業の申し込みはどのくらいかの質問では、当初予算分の7月末現在34件、今現在も問い合わせがかなりあるとの答弁でした。

反対討論として、新型インフルエンザ予防対策、子育て応援特別手当、がん検診委託料など賛成できるが、総合斎苑建設事業、学校給食センターの建設は、多額の借金のツケは市民に回されるだけであり、建設をすぐに見直すべきである。債務負担行為補正で総合斎苑建設事業、学校給食センター整備運営事業が追加されている予算については反対という御意見がありました。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第65号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第66号：平



成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第67号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第68号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての4議案は質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第4号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情については、賛成討論として、30人学級を求める全国的な運動を受け、2001年の法改正以来、都道府県が人件費を全額負担すれば独自の少人数学級編制が可能となり、これは46都道府県に広がっている。

教職員の純減を決めている行政改革推進法を凍結し、政府の教職員1万人削減計画をやめさせて、教職員定数増を図り、常勤教員をふやして、国として30人学級を実施させることを求めてきた。少人数学級の実現と教職員定数改善のための新しい条件がつくられ、この陳情を实らせるため陳情を採択し、国に対して意見書を提出していく陳情に賛成という御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第5号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、賛成討論として、毎年、愛西市の私学に通う父兄から陳情が提出をされ、大きな運動を繰り返して行われている結果、国もわずかですが増額されています。今、子供を取り巻く社会問題はますます大きくなり、私学の持つ独自性を発揮できる私学の役割は増大しています。長引く不況の中で、父母負担の教育条件の公私格差は広がるので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第6号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、賛成討論として、愛知県の私学では、学校、地域で、父母と教師、生徒、市民も合流して参加するサマーセミナーや、オータムフェスティバルなど多彩な取り組みが行われています。しかし、県は、平成11年度に私学助成が15%カットされ、少しずつ増額はされていますが、いまだに15%は回復されておりません。公私格差をなくすためにも子供の教育を最優先して、父母の負担軽減のためにも県の私学助成の拡充に関する意見書の提出をお願いして賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択されました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、この案文を御協議いただき、準備をさせていただいております。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（大島 功君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、9月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、水道は2ヵ月に1回の検針だと2ヵ月分の水道料が検針される。農業集落排水の場合は1ヵ月当たりの水道料の使用量に対して算出されるので、どうやって計算しているのかの質問については、南水からは2ヵ月分のデータをいただきます。南水は4、5月分を6月に請求されていますが、そのデータに基づいて農業集落排水施設の使用料を計算しますが、1ヵ月おくれの7月に請求します。例えば、2ヵ月分で51立方メートル使用された場合は2で割れないので26立方メートルと25立方メートルになりますが、26立方メートルを前の4月分として、25立方メートルを5月分として計算し、それを合わせたものを7月に4、5月分の使用料として請求しますという答弁がありました。

賛成討論として、今回の条例改正は、佐屋、立田地区の農業集落排水処理施設等使用料の世帯算定基準日を毎年度の4月1日から毎月1日に改めるもので、本来の使用料の意味に即し、きめ細かい行政の一環だと考えますので、この条例の改正に対して賛成とのことでした。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）については、公園安心利用推進委託料で期限が決まっているものであり、事業そのものが継続していくことについてどのように考えているのかの質問については、シルバーの方に委託するというので、ことしの11月から来年の3月までの間をまず1回目の雇用と考えている。来年度も同じような事業として考えているが、緊急雇用対策の中で補助を受けており、有効に利用したい目的で、当面は2年半という計画とのことでした。

反対討論として、経済建設委員会に付託されているセーフティネット資金保証料は、今の中小企業の大変さを考えればぜひとも進めていかなければならない。その間、経済対策資金や緊急雇用対策も、もう少し地域の活性化とか地域の雇用あるいは経済効果を踏まえながらの施策を考えていただきかったが、必要なものとして賛成したいと思います。今回補正予算の中で、どこの委員会にも付託をされていない債務負担行為は、どこかの委員会に付託し、審査することが必要であり、こうした点が問題があり反対とのことでした。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第69号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）については、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第70号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、今後の供用開始に向けて、今回の補正はどういう形がかかわってくるのかの質問については、補正は、来年3月31日供用開始に向けて受益者負担金、分担金等を納付書の用紙の関係の準備で、また委託料は、現在ある上水道のOCR読み取り機を活用し、受益者負担金、分担金を読み取ることができるシステムに変更をするための補正という答弁がありました。

また、今後、供用開始までのスケジュール等の質問については、区域内の供用開始についての予定は、来年の1月から各地区に出向いて受益者負担金、分担金等の説明会をするという答弁がありました。

賛成討論として、市民の関心はかなりあることの理由と、事前の説明とかできるだけ早く説明をしていくことが大事だと思いますので、そうした作業を円滑に進めていただきたいと要望し、賛成という意見がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第9号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（鷲野聰明君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月24日午前10時から市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして、開催いたしました。当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、認定第1号：平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の総務委員会所管の関係につきましては、巡回バス立田、八開地区の乗車数が20年度と21年度では利用状況は伸びているか、9月から巡回バスの見直しを行ったが、どのような声があるのかとの質問に対しましては、巡回バスの利用状況は、21年8月までは変化はあまりありませんが、21年9月に小型化した後、まだ半月の実績ですが、立田ルートは少しふえており、毎日30名前後、八開ルートは十数名であり変化はありません。その分析ですが、佐屋ルートに乗ってみえた立田の方が立田ルートに乗りかえられたかもしれません。改正後の乗客の声は、佐屋ルートの西保地区の途中で立田経由になり、佐屋老人福祉センターからの帰りが遅くなるとの御意見がありましたので、経路途中の下車を検討していますという答弁でした。

消防費につきましては、住宅用火災警報器普及は、現在どのくらい進んでいるのかについて

質問がありました。答弁として、愛西市は約2万1,000世帯あり、1年間ですべての家庭への実施は困難であるので、毎年順次行っている。その中で設置率は、平成18年度が7.7%、平成19年度が17.5%、平成20年度が37.3%と年々増加していますということでした。

文教福祉委員会所管の関係につきましては、精神障害者小規模保護作業所運営費補助を行っている施設は何施設か、作業生が2人では少ないが、他の作業所に行っている障害者の把握はされているのか、他の施設に通所している場合の補助制度はあるのかという質問に対しまして、海部津島関係市町村で連携をとり、津島市が中心になり2カ所の精神の作業所を運営しています。一つはゆったりホーム藤で津島市橘町地内です。もう1カ所はゆったりホーム桂で七宝町地内です。各市町村が負担金を出し合って運営している状況で、愛西市からは地理的な関係もあり、ゆったりホーム藤に20年度は2人通っています。他では、地域活動支援センターに通ってみえる方が見えますし、事業所に対して補助をしていますということでした。

次に、少子化対策出産祝い金について質問があり、答弁として、第3子以降の出生に対して出産祝い金15万円を支給するもので、対象人数は73件ということでした。

20年度から始まった20、30代の健康診査は、対象者4,271人、受診者267人、受診率6.3%となっているが、算出方法と年代ごとの受診者数についての質問に対しまして、答弁として、がん検診の受診率の出し方と同じで、国の示す算出方法で算出しているもので、全対象者を対象者とするのではなく、国勢調査人口を参考に全対象人口から社会保険加入者を差し引き、かつ農業従事者等を差し引いた人口を対象者数として計算しているということでした。

教育関係では、情報教育アドバイザー、AETの講師の配置状況と対象学年は、また特別非常勤講師の各学校の配置状況についての質問に対しまして、答弁として、情報教育アドバイザーについては、小・中学校合わせて9名を配置している。対象学年は全学年で、担任とともにパソコン操作を教えている。AETについては、インタラックとクローバーイングリッシュに委託をしており、小・中学校へ6名を配置している。対象学年は全学年であり、担任とチーム・ティーチングにより英語を指導している。また、非常勤特別講師は、市費において福原分校を除く全校に1名配置している。チーム・ティーチングにより少人数指導を行っている。小学校では算数、中学校では数学と理科の教科で活用が多いと聞いているということでした。

経済建設委員会所管の関係につきましては、道路緊急修繕等工事でどんなのをやられたかの質問では、舗装の修繕、側溝の修繕を行い、主に地区の総代さんからの連絡を受け、現地を見て対応しているという答弁でした。

道路緊急修繕工事など1,022万円計上されているが、総合支所費では道路緊急修繕が三つの支所で2,315万円ほど計上されています。どのような使い分けをされているのかという質問に対しまして、総合支所の場合は各地区のことを行い、本課は立田地区と総合支所で予算がなくなった場合、修繕をしているという答弁でした。

反対討論として、保育料の15%引き上げ、現基本計画を前提とした総合斎苑建設、経済性を優先した給食センターの統合を前提としたPFIの検討、効率第一の保健センター業務の集約等の予算は、市民の願いとは違う。また、国民保護協議会、嘱託職員に報奨金を払って行う徴

税も行うべきではありません。問題になっている住民基本台帳ネットワークへの接続もそのままです。住民税、国保税、介護保険料等の実効ある減免制度も実現できていません。平成20年度一般会計決算には反対しますという意見がありました。

賛成として、当初予算は195億4,500万円で前年比3.5%増でスタートし、主な事業として総合斎苑建設、児童館3館建設、小・中学校5校耐震改修工事及び子供医療費助成、継続事業として勝幡駅前広場整備事業などがある。

平成20年度歳入決算額208億6,108万637円で、前年度比マイナス0.4%、平成20年度歳出決算額193億2,008万3,880円で、前年度比マイナス0.1%であり、微減であります。節減への努力の跡が見られる。

地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、平成19年度から始まった健全化判断比率及び資金不足比率については、審査の結果、財政状況及び経済状況が適正であると本年度も認められたので、平成20年度一般会計決算は賛成という意見がありました。

採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定されました。

認定第2号：平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算については、全員賛成で認定されました。

認定第3号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、反対討論として、国保法44条の医療費の減免を実施されることは、医療費の負担はますます重くなっている現在、市民に喜ばれることであり、窓口には申請書を用意し、ぜひ対象となる人へきちんと情報を提供して多くの方が利用できるようにすべきです。以上申し上げて、反対討論としますという意見がありました。

採決の結果、認定第3号は賛成多数で認定されました。

認定第4号：平成20年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算については、全員賛成で認定されました。

認定第5号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、反対討論として、なぜ75歳で後期高齢者だけ別建ての保険料にするのか明確になっていない。制度そのものが県一本の広域連合の条例に従い、保険料も市町村の独自の減免制度がありながら、後期高齢者だけは適応できないのは不公平である。75歳以上であれば医者にかからない人はいません。2年に1度保険料が上がる仕組みで、これでは医療費の負担と保険料の負担が大きく、医者にかかりたくてもかかれない。65歳から74歳まで障害者からも後期高齢者に入れて保険料を徴収することは、弱い立場の人たちを集めて保険料を取り立てる仕組みになっています。後期高齢者制度は、まさしく医療費を削減するための制度で、このような後期高齢者医療制度は即時に中止すべきだと考え、反対討論としますという意見がありました。

採決の結果、認定第5号は賛成多数で認定されました。

認定第6号：平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算については、介護予防事業で基本チェックリスト発送数の27.8%の実施率となっているが、健診時に実施すれば22%になっている状況を見れば、民生委員の協力や高齢者が集まる老人福祉センターでの出前講座を行う

など工夫が必要だと考えるがという質問に対しまして、より多くの方が対象となるよう平成21年度より新たな方式を導入し、成果を得ているとの答弁がありました。また、愛西おでかけサロンを月2回ずつ行っているが、もっと各町内ごとに行い、参加しやすく、宅老所、街角サロンができるよう他団体の事例を参考にしてはどうかという質問に対しまして、既存の施策の充実を基本に考えていくが、他団体の事業も引き続き勉強していくとの答弁がありました。

反対討論として、平成18年度から介護保険制度が改悪され、利用したくてもできない制度になっています。保険料はどんどん上がり、施設利用料も居住費や食費まで別に支払わなければなりません。これでは安心して介護を受けることができません。高齢者の自殺、うつ病などがふえ、深刻な社会問題となっています。ぜひ低所得者の減免を行い、地域で宅老所、街角サロンなど地域で支え合う事業への助成を実施することを要望して、反対討論としますという意見がありました。

採決の結果、認定第6号は賛成多数で認定されました。

認定第7号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算については、賛成討論として、料金体系が違っているので早期に地域の一体化をすることをお願いし、賛成をしますという御意見がありました。

採決の結果、認定第7号は全員賛成で認定されました。

認定第8号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、反対討論として、利用料が1立米当たり150円という県下の市では一番高い料金に設定され、負担金が1平米に400円の負担額では住民は納得されません。計画に見直しを求めて反対としますという意見がありました。

採決の結果、認定第8号は賛成多数で認定されました。

認定第9号：平成20年度愛西市水道事業決算認定については、平成20年度として赤字なのか黒字なのか。また、20年度以降の見通しをというお尋ねがありました。八開と佐織地区を合わせて3,072万6,062円で純利益となっています。その内訳として、八開地区で2,536万7,206円の利益、佐織の方で535万8,856円の利益となっています。今後の見込みですが、八開の地区については、21年度で一般会計の補助金もなくなることで、現在、20年度で約2,500万円の利益が出ています。補助金は1,400万円でしたので、差し引くと約1,000万円の利益になるかと思えます。佐織地区については、浄水場の更新を平成9、10、11、12年度に行い、約10年経過しているため、今後、機器類のバッテリー関係の取りかえが必要になりますので、純利益が535万円ということでお話ししましたが、佐織の方では今後少し損失になるかと思えますということでした。

また、なぜ他会計から繰り入れしているかの質問に対しまして、一般会計からの補助金につきましては、合併当時に5年間、八開地区において段階的に補助を行うということで決定されており、平成21年度まで繰り入れるということで、22年度からは補助金はなくなります。石綿管更新工事の関係は、4分の1を市よりいただいているということでした。

採決の結果、認定第9号は全員賛成で認定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・意見書案第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・意見書案第4号：国の平成21年度補正予算の速やかな執行を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○15番（小沢照子君）

意見書案第4号の提案説明をさせていただきます。

国の平成21年度補正予算の速やかな執行を求める意見書（案）の内容といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を有効に活用し、積極的な地域活性化に取り組んでいるところであり、その執行に支障が生じることのないよう、国の平成21年度補正予算の速やかな執行について、地方自治体の財政状況をかんがみ最大限の配慮を講じることを強く求めるものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年9月28日、愛知県愛西市議会。提出先といたしましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

意見書案第4号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第4号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

○6番（吉川三津子君）

意見書案第4号について、反対の立場で討論いたします。

今年度末には国民1人当たりの借金が国と地方合わせて800万円を超すとの試算もある中、自民党は選挙前に地域活性化・経済危機対策臨時交付金の施策を示しました。しかし、国民の判断は、暮らしを重視した方針の選択であり、政権交代でした。愛西市民においても同様の判断がされています。よって、市民の判断を重視し、私は愛西市の補正予算の執行においても国の動向を見ながら慎重にすべきであり、道路一般特定財源の問題と同様、このような意見書を提出することは市民を混乱させるものであり、あえて意見書を提出すべきものではないと考えます。よって、速やかな執行を求めると題した意見書には反対いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第56号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第56号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第57号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第57号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第58号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第58号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

議案第58号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、賛成討論を行います。

この議案は、出産一時金を38万円から42万円へ4万円引き上げる内容であり、実際の出産費用に近づける内容となっております。ただし、42万円は平成23年3月までの1年半の間だけで、その後どうなるのか明らかでない不透明なものです。愛西市として、住民が安心して産み育てられるように出産一時金の継続について、国が責任を持つよう求めることを要望して、賛成と

いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第59号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・村上守国議員、どうぞ。

○10番（村上守国君）

議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、議案を審議・表決する以前の問題として、反対討論をいたします。

議案第59号は、委員会に付託されて、審査中に提案者から提出されました議案書に重大な誤りを委員から指摘がありました。指摘事項は、本来既存の条例を示すべきところ、既に廃止されている条例が提出されておりました。この重大な誤りを議案提出者は単なるチェックミスとして片づけ、議事が進行されたのであります。訂正理由の根拠が薄弱であります。私は、議会会議規則に定める議案の撤回または訂正すべき事項と理解いたしましたが、委員会では挙手多数で可決されました。法令などなどを遵守すべき立場にある自治体職員は、何事も基本を大切に、適正かつ責任を持って行政運営に携わっていただくことを要望し、議案第59号の反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回提案された佐屋・立田地区の使用料の世帯員算定基準日を毎年度4月1日から毎月1日

に変更することについては、これまでも市民から要望が出ていました。農業集落排水の使用料は、市民にとって大きな負担であり、その料金算定の緒となる世帯員の算定が毎月変更できることは、より生活実態にあわせた適切な処置だと考えます。減免の実施などが統一して行われるよう、要綱の作成と公表を改めて要望し、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、17番・堀田清議員、どうぞ。

○17番（堀田 清君）

議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正については、佐屋・立田地区の農業集落排水処理施設等使用料の世帯員算定基準日を毎年度の4月1日から毎月1日に改めるもので、今までは毎年4月1日が算定基準日で、1年間同じ人数で計算されるということで、私もいろいろな人から使用料についておかしいのではないかと相談を受けたことがありました。例えば、4月に主人が亡くなっているのに1年間同じ人数を払うのか、極端なことでは、死んだ人の分までも払うのかとか、娘が4月に結婚して今は住んでいない分まで払うのかという多くの意見を聞きました。そうしたことから、今回の改正は本来の使用料の意味に即し、使用者に不信感を与えないまでも、またきめ細かい行政の一環だと考えますので、この条例の改正に対して賛成の討論とさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第59号に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

4月1日の住民基本台帳の人数により1年間の料金が決まることには、市民の方々からも強い改正を求める声がありました。今回の改正は、市民の要望にこたえるものであり、より現実に近い形で料金徴収がされる改正であり、賛成いたします。しかし、市民の方々からは、昼間だれもいない世帯と、いる世帯が同じ料金なのは不公平などさまざまな声もあります。今後、料金算出の仕方の統一を図っていくことは急務であります。また、経済建設委員会でも発言いたしました。水道使用量を基準にするのであれば、水道料金同様2ヵ月ごとの料金算出体制にするのも一つであろうと考えます。今後さらに市民の方々に理解が得られる料金体制にすることを希望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。  
ここで、10分ほど休憩をとらせていただきます。再開は11時10分いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第60号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

27番・宮本和子議員、どうぞ。

○27番（宮本和子君）

議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についての反対討論を行います。

佐屋老人福祉センター、デイサービスセンターの指定管理が選定委員会で福祉の里に選定されました老人福祉センターは、高齢者の心身の健康の増進を図るための施設であり、住民の平等な利用を保障するという公の施設の本来の趣旨から考えて指定管理すべきではないと考えます。また、佐屋デイサービスセンターは、唯一の市直営のデイサービスセンターです。公共サービスは、所得と費用負担能力の格差によらず平等に保障されるものです。公務員は、全体の奉仕者として社会弱者について社会権保障が実現するよう努める責任があります。民間業者に指定管理して、民間のノウハウを大いに生かすといっても、民間は民間で利益の追求をすれば職員を低賃金で雇用することになります。民間の福祉施設に働く労働者は低賃金でワーキングプアが一番生みやすい職場でもあります。どんな労働条件で働かされるのかきちんと市が把握していけるのかが一番指定管理の問題点となってきます。労働条件が保障されて初めて働く意欲につながります。しっかりと市が指定管理者の労働条件を把握し、指導ができるような体制にするよう強く求めます。今回も、指定管理をしたい事業者の事業計画がわからない状態で審議することは問題です。次回から、指定管理者がどのような事業展開をするのかきちんと事業計画を提出して、条例提案すべきです。

以上申し上げて、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

公の施設が指定管理者制度に改められたのは、多様化するニーズにより効果的、効率的な対応をするため、行政サービスへの民間活力の導入や民営化への流れに沿うもので、よりよいサービスをより安いコストで提供することが求められています。高齢化が進行する中、高齢者の地域活動の拠点である老人福祉センターやデイサービスセンターの充実は大きな課題です。選定された事業所は、選定審査項目の施設運営の理念、基本方針や事業出資計画など、他の項目についても高い点数であります。そして、昭和58年の創業以来、老人福祉事業を一筋に営んできた事業所であります。豊富な経験と経営上のノウハウを取り入れて両施設を活性化し、住民に多様なサービスを提供していただくことを期待し、賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第61号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について、反対討論を行います。

今回、佐屋と佐織の福祉センター、デイサービスセンターが指定管理され、民間で運営する提案がされておりますが、本来、福祉事業は自治体の重要な仕事であり、直営で行うべきであると考えます。民間活力とは言いますが、今回1団体のみ申請では競争による効果は弱まり、その努力は不十分となります。経費節減を図ることについても、指定管理するのは民間の営利事業者であり、行政として経費節減になっても、それはそこで働く人たちの賃金や住民サービスに反映してまいります。今議会にも介護従事者の処遇改善臨時交付金の予算が計上されておりますが、これが問題点を明らかにしております。行政が住民の福祉に直接責任を負うために

は、直営を基本にサービスを考えるべきであります。また、選定委員会の資料が議会に公開されないことも審議において問題であります。

以上の点から、佐織福祉センターと佐織デイサービスセンターの指定管理には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

公の施設が指定管理者制度に改められたのは、多様化するニーズにより、効果的、効率的に対応するため、行政サービスへの民間活力の導入や民営化への流れに沿うものであり、よりよいサービスをより安いコストで提供することが求められています。高齢化が進行する中、高齢者の地域活動の拠点である老人福祉センターやデイサービスセンターの充実は大きな課題です。選定された事業所は、近隣市町で介護保険関連事業所を数多く経営している事業所で、高齢者福祉に理解がある事業所と認められます。両センターの管理運営になお一層創意工夫のある事業が展開され、利用者が増加することを期待し、賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第64号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

反対討論を行います。

本補正予算は、大きく二つの内容があります。

一つは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金 4 億 8,019 万 7,000 円を初めとした国・県の負担金、補助金を活用した事業がほとんどであります。その内容は、血圧計や災害時要支援者情報のデータベース化、インフルエンザ対策の加湿清浄機、子育て応援特別手当の拡大、女性特有のがん検診、セーフティネット資金信用保証料補助、雇用対策の公園安心利用や災害防止支援、AED などの消防備品や消防団の救助器具、小・中学校のパソコンやデジタルテレビ、電子黒板などであり、この内容には賛成できます。

しかし、質疑でも指摘しましたが、シルバーに限定した雇用対策や女性のがん検診など、あるいは事業期間が限定された事業の継続もあいまいであるなど十分とは言えません。また、私たち日本共産党議員団も提案してまいりましたが、子供や高齢者、低所得者の新たな医療費の助成や、本当に困っている人たちへの雇用対策、中小業者への仕事の発注や住宅リフォームなどの新しい制度の創設、地産地消の推進などの振興施策など、市独自の市民の暮らしを守る施策がありません。昨日のまちづくり市民会議でも三つの事業が提案されましたが、国から補助金が出るメニューの中から選ぶだけでなく、市民の声をよく聞き、市民の暮らしを守る施策を真剣に検討していただきたいと思います。

もう一つの内容は、債務負担行為の補正であります。私たちは、多くの市民とともに総合斎苑建設事業も学校給食センター整備運営事業も全面的な見直しを強く求めています。金額を合わせると 64 億円と一般会計の 3 分の 1 近い予算の枠取りであり、断じて容認できません。

以上の理由で、21 年度一般会計補正予算に反対いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6 番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6 番（吉川三津子君）

議案第 64 号、反対の立場で討論させていただきます。

反対の大きな理由は、総合斎苑建設の債務負担行為の補正と、学校給食センター整備運営事業の債務負担行為の補正であります。

総合斎苑につきましては、セレモニーホールは不要との主張を当初よりしてきました。また、計画を進めるに当たり脱法的な行為があったとの疑義を今も持っており、この計画を進めることに今でも反対の立場であります。

また学校給食においても、愛西市の野菜を使った地産地消の給食を進めることは愛西市総合計画にうたわれており、学校での地域の野菜利用率は総合計画の指針にも含まれております。この総合計画は市がみずから策定したものであり、今回の給食センターの計画は、愛西市の最上位の計画である総合計画と矛盾するものであります。市当局は、給食をコスト的なメリットだけで判断していますが、昨日、まちづくり市民会議での発言もありましたように、まちづくり効果など複数の課題を一つの事業で解決する視点で計画すべきです。学校給食課だけでなく、縦割りで計画をつくるのではなく、他の部署と達成目標を共有し、網羅した計画づくりをしていくことが、今、愛西市が取り組んでいる行財政改革の手法ではないでしょうか。一つの施設

で複数の目的を達成する効果があれば、コスト評価も変わってくると考えます。全国にも誇れる行革手法を取り入れている愛西市として、この二つの事業の進め方は、今行っている行革の趣旨や手法から逸脱するものでありますので反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

3番・鷺野聡明議員。

○3番（鷺野聡明君）

議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成討論を行います。新型インフルエンザが猛威を振るう中、その対応として、加湿空気清浄機を保育園、幼稚園等に配置するなど、インフルエンザ対策費として1,111万9,000円を初め、コミュニティセンターに血圧計を設置する予算225万円、災害時要援護者情報データベース化660万円、子育て応援特別手当6,480万円、がん検診委託料1,163万円、住宅太陽光システム補助金600万円、セーフティネット資金保証料6,000万円、その他、消防費、教育費等の多額な補正予算が計上されており、住民の不安の解消や経済対策が盛り込まれています。議決後は早期に実行されることを要望し、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第65号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第65号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。



次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第66号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第66号：平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第67号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第67号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第68号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第68号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第69号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第69号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第70号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第70号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第70号、公共下水道に関して初めての賛成討論をさせていただきます。

私は、公共下水道事業は他の自治体の事業でありましたが、合併前からずっと反対の立場をとってまいりました。その理由は、少子・高齢化が進めば1人当たりの維持管理費の負担がふえること、法改正で合併浄化槽の世帯がふえ、接続率が伸びなければ愛西市に財政的に大きな負担をもたらすだけでなく、市民の負担も大きくなるのが理由でした。こうした私の考えに対し、合併当初、市は公共下水の方が安くつくのだからいいんだという説明をしてきました。私はその説明に納得がいかず、この間、自分の主張を繰り返してきましたが、6月議会、そしてこの9月議会では私の指摘どおりであるとの見解が示され、今後、財政負担及び市民の負担を最小限にする努力をする旨の答弁がありました。よって、この公共下水道には反対ではありますが、この事業は合併前に決まったことであり、行政も今後積極的に最善の状況にもっていくとの答弁がありましたので、今後の事業の縮小などを含め、市民の目線に立った計画の見直しがされていくことを要望し、大変消極的な賛成であります。賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第17・認定第1号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・認定第1号：平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、27番・宮本和子議員、どうぞ。

### ○27番（宮本和子君）

認定第1号、一般会計決算の反対討論を行います。

平成20年度後半は100年に1度の不況が襲い、派遣などの非正規労働者が次々に仕事や住宅を失い、お金も食べるものもなくなり、路頭に迷い、各地の派遣村に集まり飢えをしのぐという世界でも珍しい状況に日本じゅうが陥りました。貧困と格差はますます広がりました。平成20年度から、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者の医療費を別建てにする後期高齢者制度が始まり、国が、国民に次々に大きな負担増を押しつけようとしているとき、国・県に従っていく、法律で決まったんだから仕方がないという市の姿勢でいいのでしょうか。今、愛西市に求められているのは、福祉、医療、教育などは切り下げをしない、市民の暮らしを守るという姿勢です。少ない予算の中で工夫をし、自治体の本来の役割である住民の暮らし、福祉を守る施策を一層きめ細かく進めていく必要がますます求められています。国や県の悪政から市民の立場に立って、防波堤の役割をすることではないでしょうか。平成20年度は子供医療費無料化の通院、小学3年、入院、中学3年までの年齢引き上げ、小・中学校の建物耐震補強工事、三つの児童館、子育て支援センターの建設が行われました。新規事業として、消費生活・多重債務相談員の配置、ファミリーサポートセンター事業、一般不妊治療補助、不登校の児童・生徒を支援のための適応指導教室の設置、20、30代の市独自の健康診査など、住民サービスの充実が行われました。そして、介護認定の障害者控除の認定の拡大、小規模工事など受注希望者登録制度の創設、医療費の一部負担金の減免制度など、評価すべき点もあります。しかし、保育料の15%引き上げ、周辺住民が反対しているにもかかわらず、現基本計画を前提とした総合斎苑建設を初め、佐織地区自慢の自己調理方式を進めてほしいという住民の声を聞かず、経済性を優先した、佐屋・立田地区の給食センターの統合を前提としたPFIの検討、公立第一の保健センター業務の集約など、大型公共事業でなく、市民の暮らし、福祉、医療、教育を優先してほしいという市民の願いとは違うもので、このまま認めるわけにはいきません。合併しても、少しもよくなっていないというのが市民の率直な気持ちです。また、国民保護協議会、嘱託職

員に報償金を払って行う徴税も行うべきではありません。問題になっている住民基本台帳ネットワークへの接続もそのままです。住民税、国保税、介護保険料などの実効ある減免制度も実現されておりません。30人学級、私立高校生に対する授業料補助の増額なども、今後ぜひ検討していただきたい。

以上、申し上げます、平成20年度一般会計決算の反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第1号に対して、反対の立場で討論いたします。

先ほどから何度も一般会計補正予算案等で発言いたしておりますが、反対の大きな理由は、総合斎苑建設の問題と給食センターという大型事業に対してであります。総合斎苑建設においては、議会への説明と県への報告の食い違いがあります。そして、一番近くに住む住民の方々の反対や、1万人もの反対署名のある中、強引に進められました。こうした進め方は問題であります。また、学校給食計画においても、先ほど申し上げましたように、愛西市総合計画や行革手法にそぐわない方針のもと進められていることが問題であり、反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

8番・岩間泰彦議員、どうぞ。

○8番（岩間泰彦君）

平成20年度一般会計歳入歳出決算認定については、私は適切とみなし、賛成の立場から討論をいたします。

日本の経済状況は100年に1度の危機であるとか、未曾有の世界同時不況で暗いニュースばかりであり、トヨタなど輸出企業の落ち込みなどで景況感や雇用が悪化することは避けられないし、景気後退は深く長くなるとの予想でありました。最近では、景況感は改善したが、設備投資はなお低水準であり、まだ楽観視はできない状況とのことでございます。政権も交代し、景気の先行きはどうなるのでしょうか。そういった状況の中、合併して4年で4町村の調整課題は少なくなり、予算の執行において偏った傾向もなくなるでしょうし、真の合併効果を期待したいと思います。当初予算は195億4,500万円で前年度比3.5%増でスタートし、主な事業としては総合斎苑建設、児童館3館建設、小・中学校5校耐震改修工事及び子供の医療助成、継続事業として勝幡駅前広場整備事業などでございます。平成20年度歳入決算額208億6,108万637円で前年度比マイナス0.4%、平成20年度歳出決算額193億2,008万3,880円で前年度比マイナス0.1%であり、微減ではございますが、節減への努力の跡が見られるのではないのでしょうか。今後の大きな事業には、常に私が主張しておりますように、その必要性、緊急性を勘案の上、費用対効果を考慮し、できるだけ経費を圧縮するとともに、実財源の確保、増大のため、

先を見据えた先行投資などの施策を要望いたします。

なお、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、平成19年度から始まった健全化判断比率及び資金不足比率については、審査の結果、財政状況及び経営状況が適正であると本年度も認められましたが、今後の市の財政状況は公表し、わかりやすく説明をして、住民の理解を常に求めることも必要と考えます。住民サービスの見直し、現在進めている補助金などの見直し、事務事業の合理化及び効率化などの行財政改革をさらに進め、さらなる財政の健全化を図るには、痛みをわかち合うことも必要ではないかと思えます。

以上、私の意見を少し述べながら、平成20年度一般会計決算についての賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第2号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・認定第2号：平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第2号に対しまして、反対の立場で討論いたします。

土地取得特別会計のもとであります土地開発基金の現物財産において、平成18年の5月議会では、合併前の4町村の現物財産の合計額と愛西市合併直後の現物財産の金額が約1億3,000万円合わないことを指摘いたしました。また、18年6月議会では13億5,000万円の現物財産のうち、既に行政財産となっている道路や学校敷地が含まれており、全体の約2分の1を占めることや、農地法違反で行政が取得できない農地も含まれていることを指摘し、13億5,000万円あるとされている現物財産は、実際にはほとんどないと言ってよいのではないかと指摘いたしました。指摘をして3年以上になります。あまりにも解決が遅いのではないのでしょうか。この議会で再度質問し、今取り組み中とのことですが、土地取得特別会計のもととなる基金残高が現状と合っておりませんので、この認定第2号には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・認定第3号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

認定第3号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

国民健康保険は、憲法25条が保障する、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するための事業の一つですが、この間、小泉改革によって保険料の滞納者からの保険証を取り上げ、資格証明書を発行し、医療機関の窓口で全額自己負担をさせるとか、国が国保財政への責任を弱めたため、保険料の負担がふえるなど、受診抑制政策がとられてきました。

愛西市の国保会計について、日本共産党は実態に即した保険料の減免制度の拡充、また国民健康保険法第44条に基づく医療費の減免制度の実施を求めてきました。第44条に基づく医療費の減免制度については、制度化され、実施されましたが、現在まだ利用者がないということで、制度の周知に努めていただいているところです。このような前進面はありますが、保険料についてはまだ減免制度の充実が不十分であるため、この決算認定には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございますか。

[発言する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第4号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・認定第4号：平成20年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第4号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・認定第5号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・認定第5号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

##### ○25番（加藤敏彦君）

認定第5号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、自民・公明政府が、必要な社会保障費を毎年2,200億円削減する中でつくられた制度です。この制度は、75歳という年齢で医療サービスを区分し、保険料は年金



から天引きする。これまで扶養家族で保険料を払わなくてもよかった方からも徴収する。医療サービスの定額制を導入し、必要な医療を受けられなくする。さらに、これまで利用できた減免制度も利用できなくしてしまうという差別医療制度です。この医療制度は、国民の理解が得られず、参議院では既に廃止法案が可決されました。そして、今回の衆議院選挙でも自民・公明政権に審判が下り、鳩山連立政権は後期高齢者医療制度の廃止を掲げています。国民から拒否された後期高齢者医療制度の決算認定については反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第6号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・認定第6号：平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

27番・宮本和子議員、どうぞ。

○27番（宮本和子君）

認定第6号：平成20年度愛西市介護保険特別会計決算の反対討論を行います。

平成18年度から介護保険制度が改悪をされ、利用したくてもできない制度にますますなっています。21年度の第4期介護保険制度の見直しで、20年度に介護従事者処遇改善臨時特別交付金が交付されましたが、ほんの3%の介護従事者の給与の引き上げの補てんしかならず、きつい労働に見合う収入がなければ働く意欲にもなりません。寝たきりの重度で在宅介護をする人にとっても、近くの施設でショートステイを1泊2日しか見てもらえない状況が何年も続き、2ヵ所でお願っていた施設で1ヵ所断られ、途方に暮れて高齢福祉課に相談いたしますと、今まで1泊しかお願いできなかった施設が、2泊、3泊のショートステイを受け入れていただき、本当に感謝しておられました。

しかし、この施設に断られたら在宅での介護は難しく断念しなければならないといつも不安

を抱いておられます。重度の方が安心して在宅介護を受けられるには、希望どおりにショートステイができるように施設の過重が求められています。介護を受ける人にとっては、懐ぐあい
で介護サービスを制限され、低所得者には選択の余地もありません。介護保険料はどんどん上
がり、施設利用料も居住費や食費まで別に支払わなければなりません。これでは安心して介護
を受けることができません。年をとってもちっともいいことはない、高齢者の自殺、うつ病
などがふえ、深刻な社会問題となっています。ぜひ低所得者の減免を行い、地域で宅老所、街
角サロンなど、地域で支え合う事業への助成を実施して、愛西市に住んでよかったと言えるま
ちづくりをぜひしていただきたいと要望して、反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第7号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・認定第7号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算  
の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第7号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・認定第8号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・認定第8号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、認定第8号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

言うまでもなく、下水道の整備は住民の皆さんの強い要望であり、河川の浄化を進める上でも整備が急がれております。

愛西市の公共下水道は、日光川下流流域下水道として、いわゆる大型公共事業として進められ、巨額の事業費とかなりの時間がかかるものでありました。我々は住民の要望にこたえるために合併浄化槽やコミュニティープラントを積極的に活用するなど、もっと安く早く下水道を整備するよう提案をしてきました。ことしになって、利用料が1立方メートル当たり150円という県下の市では1番高い料金に設定され、負担金も1立方メートル当たり400円で設定をされましたが、この流域下水道自治体の足並みも乱れて、とても住民の皆さんに納得されるものではありません。今後の流域下水道の公共下水道整備については、来年度から供用が開始されることになりましたが、やはり市民負担の軽減や市の莫大な財政負担などを改めて見直すことが必要ではないでしょうか。利用料や負担金、あるいは地域の設定、それから整備機関などをもう一度市民の皆さんの負担の軽減や、あるいは市の財政負担などをしっかりと見きわめながらこの計画の見直しすることが本当に必要だと思います。そうしたことを提案し、反対をいたしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第8号を採決いたします。

認定第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第8号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・認定第9号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・認定第9号：平成20年度愛西市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第9号を採決いたします。

認定第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第9号は認定と決定いたします。

ここで、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分より再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・請願第5号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・請願第5号：総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

それでは、総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願についての賛成討論を行います。

今回問題になっている道路は、斎場建設と一体的に利用されるもので、斎場建設の賛否は別にしても斎場建設の基本計画が定められていない段階で地元要望を口実に先行して建設しようとするには合理的な理由がなく、日本共産党は強く反対をいたしました。今議会の質疑でも地元要望とは文書で出ているものでなく、一部の地元役員に相談する中で出たという大変あいまいなものであることが明らかになりました。ましてや直近の西保団地で強い反対の声が出ていたという状況を考えれば、慎重にも慎重を期すのが当たり前ではなかったでしょうか。また結果として、現在道路が未完成のままという状態も考えれば、先行してつくる意味は結果として失っています。結論として、市の政策選択は住民に損害を与える間違っただけであつたと断じることができると思います。

なぜそうした間違っただけの判断をしたのか、関係者の出頭を求めて証言を求め、記録の提出を求め、事実を解明することは大変意義があるものと考えます。また、斎苑用地と道路用地を合わせて2万4,393.40平方メートルから、道路用地3,452.70平方メートルを除く斎苑用地は2万940.70平方メートル、そのうち農振除外の面積が1万9,921.38平方メートルだとして、2ヘクタール以下だとして、農振計画全体の変更を行う必要がある大規模なものではないとして、申請したやり方に違法性があるかどうかの調査を行うことにも意義があります。今回のケースは、いわゆるグレーゾーンと言うべき事例であります。私は、こうした場合、農業振興地域整備計画の全体について必要な変更を行う事例として、市は申請すべきであつたと考えます。そして、議会の百条委員会による調査は、国会の国政調査権に当たるもので、調査の対象は地方公共団体の事務すべてとなっており、請願人が求めている総合斎苑周辺道路及び造成工事に関する違法性の調査も調査の対象に入ると判断をいたします。

最後につけ加えますと、本日から造成工事に入るとのことではありますが、関係する請願が議会で審議されているその日に工事に入るやり方も、本日この請願が採択されれば百条委員会が設置されるわけでありますから、請願した市民だけではなくて議会の審議を無視するやり方だと言わざるを得ません。

以上、百条委員会を設置せよとの請願人からの求めに、議会として積極的に応じて行政のチェック機関としての役割を果たすべきでありますので、本請願に賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

請願第5号に対して賛成の立場で討論させていただきます。

斎場予定地の農振除外手続に脱法的行為があるのではないかと指摘したのが平成19年9月議会でした。その後、この額縁道路ができるまでの経緯については何度か議会で取り上げてきましたが、納得のいく答弁は得られておりません。この9月議会でも一般質問で何点か質問いたしました。1億3,000万円にも上る道路事業が、いつどこで要望を聞いたかわからない、記録もなく口頭で聞いたとの答弁があり、ますます疑問を抱いているところであります。平成19年に道路工事をする必要がなかったことは、道路に草が生え、使用されていない状況や未舗装

であることから、だれもがわかることです。また、水路補修のために6メートル以上の道路幅が必要とは私にはとても思えません。額縁道路につきましても、進入道路部分に未買収の箇所があったり、途中で急に1車線がなくなる道路は補正予算まで組み、なおかつ補助金などなしの一般財源で急いで行わなければならない道路拡幅とは私には思えません。

一般質問で参考資料としてこの議会で配付いたしました図面にも西保団地に続く道路計画が記されるなど、何のためにそのような図面が必要だったのでしょうか。一般質問の答弁にもありましたが、市は反対しているのは西保団地の一部の人だけという説明を県にしてきました。それは、ちょうど西保団地がデモ行進や署名集め、都市計画への意見書提出などを盛んに行っているころであり、市は県に対して虚偽の説明をしていたのではないかと私は疑問を持っております。

また、津島保健所は当初から墓地埋葬法の許可に対して慎重であり、市民の反対により計画が変わる可能性があるため、許可の見通しがあるとは言えないとの態度をとり続けていました。また、市江児童館についても、学校と同様の施設として津島保健所はとらえていましたが、議会では児童館は福祉部局の管轄であり、学校施設の類似施設ではないとの趣旨の説明がされてまいりました。また、県への説明の中で、県も慎重になっており、まだ斎場計画が進む前にこうした道路をつくることは問題ではないかというような質問も問いかけていたと聞いております。その中で、愛西市は検討委員会等で承認されているから大丈夫だというような説明をされてきたと聞いております。それは、先ほど永井議員からも意見がありましたように、大変議会無視の方法で進められてきたと私は考えております。

委員会の中で提訴中の案件を百条委員会で調べるべきではないとの意見もありましたが、今回の事例は税金の違法な無駄遣いについての提訴であり、市民の財産への侵害や傷害事件などではありません。私たち議員が可決した問題を再検知するのは当然の姿ではないでしょうか。私は、農地法の脱法行為について議会として調べることはもちろんのこと、この間、県にどのような説明をしながら進めてきたのか、議会としてきちんと検証すべきであると考えております。議員全員が市の進め方に問題がないというのであれば、こうした百条委員会を設置する必要もないかもしれませんが、議員の中でも賛否両論があれば設置して積極的に調査すべきと考えておりますので、この請願には積極的な賛成をしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、反対討論の発言を許します。

最初に、29番・太田芳郎議員、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

本請願の趣旨に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず最初に申し上げておきたいと思います。本請願の趣旨に述べられているように、農業振興地域整備に関する法律の脱法があると、こうして決めつけて請願が出されていることであり

ます。私としては、違法性はなく合法的に処理されているものと信じております。また、平成21年5月18日に監査委員に対して行われた住民監査請求が出され、その監査結果につきましては、原告らの請求はいずれもその理由はないとして棄却されている事実がございます。

本来、この百条調査権の発動の意義は、御承知のように地方議会が持っている財政及び立法に関する権限を行使するに当たって有効かつ適切な判断を下すための、議会みずから調査するものであり、議会独自の権限として調査権を発動するものであります。よって、事件や問題の疑惑に対し、議会みずから事実を究明する方法と、監査委員をして行わせる方法があります。純粹な意味での発動はよいとしても、ともすれば個人感情、政争あるいは党利党略のため、表向きは大義名分を立てているが、裏の行動において不純な調査権の行使は法の精神に反すると思えます。最後の手段として考えるべきであると考えます。よって、調査権の発動は慎重に行わねばなりません。百条調査権を行使しようとする場合は、関係法令等を調査し、対象となるか対象外であるかを判断することがポイントであると思えます。

さてそこで、今回の平成21年8月20日付に受理されたこの請願でございますが、請願が提出される前、平成21年8月7日に住民訴訟が提訴されていることが極めて問題であると考えます。このようなケースの場合におきまして、有識者の御意見あるいは文献等の調査をいたしました結果、まず最初に、1番目として訴訟事件は調査から外すこと、2番、訴訟になることが確実なものとは取り上げないといった取り扱いをするのが正しい調査権の行使と考えるべきである。三つ目といたしまして、また、調査権を発動した後に司法権が関与してきたときは、直ちに百条調査の適用は中止するのが本筋なやり方である。議会が既に司法権が取り扱っている事件に百条調査権を発動することは控えるべきであると、このようなことがわかりました。

以上、申し上げた理由によりまして、総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査権を求める請願については反対をするものであります。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、8番・岩間泰彦議員、どうぞ。

○8番（岩間泰彦君）

百条委員会による調査を求める請願について、反対の立場から意見を述べます。

たしか地方自治法第100条による調査は、憲法第62条の議員の国政調査権と同様、地方公共団体においても調査できる趣旨だと記憶しておりましたので、確認いたしました。

読み上げますと、地方自治法第100条は次のような規定でございます。普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人、その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるという定めであり、いわゆる議員は調査できるという規定で、重要な権能として認められており、明文化されております。

すなわち、議員みずから主体的に調査できる権能ですが、次の三つの理由により調査は必要ないと判断いたします。

まず、周辺道路の用地取得及び工事については、既に議会で予算が可決され、それに基づき

執行された事例であり、何ら問題もなく合法的であり、違法性はありません。

次に、農業振興地区の整備に関する法律の脱法行為であるとの主張に対しては、法に基づき適切な手続を踏まえての執行であり、脱法行為ではありません。

最後に三つ目ですが、総合斎苑建設については、御案内のように平成21年8月7日付で訴状も出されており、司法の手にゆだねられておりますので、調査云々は議論の外であり、私は調査は必要なしと判断いたします。

以上で反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第5号を採決いたします。

請願第5号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第5号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第27・陳情第4号（討論・採決）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第27・陳情第4号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○25番（加藤敏彦君）**

陳情第4号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について、賛成討論を行います。

少人数学級については、今年9月8日に発表された経済協力開発機構（OECD）の調査では、日本の1クラスの平均人数は、小学校は28.2人、OECD加盟国30カ国の平均が21.4人です。中学校では33.2人、OECD加盟国の平均は23.9人で、それぞれ大きく上回っております。30人学級を求める全国的な運動を受け、2001年の法改正以来、都道府県が人件費を全額負担すれば独自の少人数学級編制が可能となる。これは46都道府県に広がっています。しかし、これまでの自公政権は依然として少人数学級の実施を拒んできました。総選挙により鳩山連立政権が誕生いたしました。今回の選挙において日本共産党は、教職員の純減を決めている行政改



革推進法を凍結し、政府の教職員1万人削減計画をやめさせて、教職員定数増を図り、常勤教員をふやして、国として30人学級を実施させることを求めてきました。民主党もOECD加盟国の先進国平均水準並みの教員配置を目指し、少人数学級を推進するとの立場でした。今、少人数学級の実現と教職員定数の改善のための新しい条件がつけられました。この陳情を实らせるため、本議会がこの陳情を採択し、国に対し意見書を提出していくことを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

陳情第4号について、賛成の立場で討論させていただきます。

家庭の経済状況や社会環境の変化により子供たちの置かれた環境も大きく変化し、教師の仕事はますます多様化しております。学級規模の縮小も、これらの問題解決の一つの手段であり、今後さらに教師の事務作業の軽減を図り、教師が子供と向き合う時間を確保しなければなりません。よって、この陳情は子供の教育環境の改善につながるものでありますので、積極的に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第4号を採決いたします。

陳情第4号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第4号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・陳情第5号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・陳情第5号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、27番・宮本和子議員、どうぞ。

○27番（宮本和子君）

陳情第5号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を

行います。

毎年、愛西市の私学に通う父兄から陳情書が提出され、大きな運動が繰り返し行われている結果、国は今年度予算で高校生以下では1.7%を増額され、特に経済的理由による就学困難な生徒を救済するために、授業料支援のための特例交付金が3年間で486億円計上されるなど、私学への予算措置は一定の前進を見せており、運動の大きな成果でもあります。この夏の総選挙で鳩山連立政権になり、高校授業料の無償化がマニフェストに掲げられていますが、いつ実現するのか、どのような予算編成をするのか、これからの推移を見なければわかりませんが、国の私学助成を拡充するチャンスでもあります。今、子供を取り巻く社会問題はますます大きくなっています。そんな中で、私学の持つ独自性を発揮できる私学の役割は増大しています。長引く不況の中、父母負担と教育条件の公私格差は広がり、公立とともに教育を担っています。ぜひ国の私学助成の拡充に関する意見書の提出をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

先ほど宮本議員から賛成討論がありましたので、簡単に賛成の意見を述べさせていただきます。

陳情第5号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

家庭の経済状況の悪化により、授業料の払えない子供がふえております。親の事情により子供の学ぶ権利が奪われてはなりません。公立に通う子供も私学に通う子供も平等に扱われなければならないと私は考えておりますので、この陳情に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第5号を採決いたします。

陳情第5号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第5号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・陳情第6号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・陳情第6号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、27番・宮本和子議員、どうぞ。

### ○27番（宮本和子君）

陳情第6号：県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

愛知の私学では、学校で、地域で、父母と教師、生徒、市民も合流して1,000を超える講座に4万人が参加するサマーセミナーや、10万人を超えるオータムフェスティバルなど多彩な取り組みが行われています。県は、平成11年度に私学助成を15%カットし、少しずつですが増額はされています。昨年来の世界的な不況に起因する税収減など財政難に直面する中、県は私学助成の今年度予算の総額を維持し、授業料助成の現行制度を堅持しました。今後、公私格差を是正することにつながる新たな助成制度の実現が切望されます。子供と教育のために最優先して公私格差をなくすためにも、父母負担軽減のためにも県の私学助成を拡充する意見書の提出をお願いして、賛成討論といたします。

### ○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第6号を採決いたします。

陳情第6号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第6号は採択と決定いたします。

ここでお諮りをいたします。本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、暫時休憩といたします。

午後1時53分 休憩

午後2時05分 再開

### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして再開いたします。

ただいま休憩中に、議案第71号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について、意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が

開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

休憩中に議案1件と意見書案3件が提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の議案第71号と意見書案第5号から意見書案第7号を追加日程として本日御審議願うことに決定をいたしましたので、よろしく願いをいたします。以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・議案第71号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第1・議案第71号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第71号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、補正後の総額を202億417万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出の9ページ、10ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料におきまして、住民訴訟に係る弁護士委託料110万円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、今定例会招集日におきまして訴状の写しが各議員の方にも配付されておりますように、道路建設工事の損害賠償等請求事件として提訴をされましたことに伴います弁護士委託料の着手金として今回補正をお願いするものでございます。なお、財源につきましては繰越金を充当させていただくという内容でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第71号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

弁護士事務所について予定をされていれば、その名前を明らかにしていただきたいということと、先ほど着手金と言われましたけれど、こうした訴訟の場合、成功報酬が予定されているのか。成功報酬がもし予定されているとしたら、勝ったとき、負けたとき、和解とかいろいろあるかと思いますが、どのような金額が後で出てくるのか、説明いただけますか。

○経済建設部長（篠田義房君）

弁護士さんというお話でございましたが、当愛西市の顧問弁護士をお願いしております城綜合法律事務所さんの方へお願いをしたいと思っております。

それから、今回着手金ということで追加の補正をお願いいたしましたが、成功報酬云々という話も出ましたけれども、この1審の関係での着手金ですので、その後どういう結果になるかはわかりませんが、これの倍額ぐらいの金額が成功報酬として出てくるのではないかなあと、まだきちんと御返事はいただいておりますが、話の中でそんな話が出ましたので、御回答とさせていただきます。

○22番（永井千年君）

通常、成功報酬といった場合に、例えば損害賠償を請求されて、例えば1億円請求されて5,000万になったということになると、弁護士活動によって5,000万減ったということになりますから、その減った分に対するパーセントというやり方をやるところがあると思いますけど、今回の場合はそういうやり方はしないと、まともに例えば完全勝利したら1億何千万だから、そのパーセントでやったら大きな数字になるわけでありますから、そういうやり方をせずに倍額程度、つまり220万程度を予定しているという説明だったのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

先ほども申し上げましたが、結論がどうなるかということについては今後の推移を見なければなりませんので、交渉といたしますか、話の過程の中で、先ほど申し上げたように成功という形というか、勝訴という形になればその程度は御用意を、御無理をお願いせざるを得ないだろうということで、議員がおっしゃってみえたように、賠償金額の大小でその金額が変わるといふ、そこまで踏み込んだ話はいたしておりません。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

ただいまの成功報酬のお話が出たわけなんですけど、こういった弁護士に依頼する場合、ある程度契約書的なものを結ぶというふうには思っておりますけれども、そういった案というものがつくられないまま今回の補正予算に出てきたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

議員の御質問があったわけですが、議会の予算の審議もいただいておりますので、先ほどお話ししたように、おおむねの話はさせていただきますが、契約行為とかといったことは現時点でいたしておりません。

○6番（吉川三津子君）

契約行為をしていないのは、まだ予算をとられていないので理解はできるんですけども、やはりこういった予算が議会に上げられるからには、今後の予測というか、どんな契約書を結ぶのかというぐらいの案はできているのではないかと思うんですけども、それについてもな

いということでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

永井議員の御質問にもお答えをさせていただいたんですが、訴えを起こされておりますので、それは受けざるを得ないということで、当面の着手金として110万円、それからあとは結果いかによっては、先ほどお話ししたような210万程度ですか、今回の110万の着手金のほぼ倍、この金額をお願いするという形になろうということのお話です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・意見書案第5号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第2・意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○21番（大宮吉満君）

意見書案第5号、愛西市議会議長・加賀博殿、文教福祉委員会委員長・大宮吉満。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出することといたします。

内容といたしましては、平成22年度の政府予算編成に当たり、国段階における学級規模の縮小と次期定数改善計画の早期実施に向けて、十分な教育予算を確保されるよう要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年9月28日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第5号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第6号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第3・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○21番（大宮吉満君）

意見書案第6号、愛西市議会議長・加賀博殿、文教福祉委員会委員長・大宮吉満。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

提案内容といたしましては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成を実現するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年9月28日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第7号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第4・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○21番（大宮吉満君）

意見書案第7号、愛西市議会議長・加賀博殿、文教福祉委員会委員長・大宮吉満。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

内容といたしましては、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年9月28日、愛知県愛西市議会。提出先は、愛知県知事あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第7号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

ちょっと一つだけ文言のことで、いつも文言にこだわって申しわけありませんが、したがってのところで「私立高校など」という言葉がありますけれども、それから前の意見書の方は、国に対しては「私立高校以下」という表現がありますけれども、これは、使い分けはどうかふうにしてやってみえるのか、ちょっとそれだけ。

○21番（大宮吉満君）

こだわられるとそういう部分はあまり考えておりませんでした。

○22番（永井千年君）

という意味では、「など」も「以下」も同じ意味で使われているのか、それだけちょっと。

○21番（大宮吉満君）

幅広くとらえて考えていただければいいかと思いますが。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第71号と意見書案第5号から意見書案第7号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第71号と意見書案第5号から意見書案第7号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・議案第71号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第6・議案第71号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。



御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・意見書案第5号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第7・意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎追加日程第8・意見書案第6号（討論・採決）

#### ○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第8・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第9・意見書案第7号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第9・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第7号は可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

#### ○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

9月1日から本日までの長きにわたり多くの案件、特に一般会計決算認定など内容のたくさんある中御審議をいただき、それぞれ御決定をいただきまして、ありがとうございました。

特に9月定例会の中では政権交代があつてすぐということもありますし、そんなことで今後の対応の仕方など御指摘があつたわけでありまして。まさに国の推移の不透明な点、十二分に推

移を見ながら今後対応してまいりたいと思っておりますし、新型インフルエンザの関係で、集団風邪ということで、学級閉鎖、学校閉鎖などもあるわけでありましてけれども、今現在はまずまず鎮静していると思っておりますが、大きな発生にならないように祈っているわけでありまして、そうした対応についても十二分にまいりたいと思っております。

10月に入りまして、いろんなまた下諏訪の全国市町村交流レガッタなど、私どもの体育大会、文化祭あるいは健康まつりなどなどたくさんの事業も計画しております。議員各位におかれましても、よろしくお願いを申し上げますと同時に、季節の変わり目であります、どうぞ、お体を御自愛をいただき、それぞれのお立場で御活躍賜りますように御祈念申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（加賀 博君）**

これにて平成21年9月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午後2時25分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第18番議員

加藤和之

会議録署名議員  
第19番議員

古江寛昭